

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)**ミャンマーから逃れた人々の国際保護の必要性に関するガイダンスノート****2024年5月**

...

序文 [略]

治安及び人権状況 [略]

人道状況 [略]

国際保護の必要性

10. ミャンマーにおける紛争の激化、広範な暴力、すべての紛争当事者による市民に対する深刻な人権侵害を背景に、UNHCR はすべての国に対し、ミャンマーから逃れてきた市民が自国の領土にアクセスできるようにし、庇護を求める権利を保障し、常にノンルフールマンの原則の尊重を確保するよう求め続ける [注 47]。陸海の国境での押し戻しは、ノンルフールマンの原則に反している。UNHCR は、国際海洋法の下で確立された捜索救助体制は、国際難民法および人権法の要件と一貫して実施される必要があることを想起する。救出された人は、食料、住居、医療ニーズなど、人間としての基本的ニーズが満たされる安全な場所で、できるだけ早く下船させられる必要がある [注 48]。ミャンマーからの脱出を余儀なくされた者は、通常において、不法入国や不法滞在を理由に身柄を拘束されるべきではない [注 49]。

11. UNHCR は、各国に対し、国際的な保護を求めるすべての者を登録し、当該の者全員に登録の証明書を発行するよう求めている。難民の文民的な性格を守るため、各国は軍事活動に関与している者を特定するために到着者の状況を注意深く評価し、文民的な難民集団から分離する必要がある [注 50]。

国際難民保護の該当性

12. 国際的な保護を求めるミャンマーの国民および常居所にしていた者のすべての申請は、国際難民法に従い、公正かつ効率的な手続きで処理されるべきである。発表された人民兵役法 (PMSL) の発効を含むミャンマーにおける最近の動向を踏まえ、UNHCR はミャンマーから逃れてきた人々に対する国際的保護のニーズの高まりを懸

念している [注 51]。UNHCR は、国軍、少数民族武装集団 (EAGs)、人民防衛隊 (PDFs) の間の紛争という文脈における広範な人権侵害という現在蔓延している状況のためにミャンマーから逃れなければならなかった人々は、難民の地位に関する 1951 年条約 (1951 年難民条約) 第 1 条 [注 52]、UNHCR のマンデートに基づくより広範な難民基準 [注 53]、又は地域的文書 [注 54] に基づく国際的な難民保護の必要性があると言することができる。

13. 1951 年難民条約は、国際的な難民保護体制の礎石を形成している。従って、最初に 1951 年難民条約の定義に基づいて難民の地位が評価される、逐次的なアプローチが望ましい。しかしながら、1951 年難民条約上の待遇基準が適用される限り、集団的状况や特定の地域的状况を含め、より現実的かつ効率的な場合には、地域文書に含まれるより広範な難民基準が直接適用されるかもしれない [注 55]。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、適切な事案処理方法を導入するために、各国に技術的支援と運営上の支援を提供する用意がある [注 56]。

国際保護の必要性評価に係る制約

13. ミャンマーにおける情報収集と報告にともなう障害を考慮し、UNHCR は、決定権者に対し、申請者が提出した証拠のあらゆる側面を裏付け補強する検証済みの出身国情報がないことによって、不利な推論をしないように求める。紛争の影響を受けた地域へのアクセスが制限されているミャンマーの現状では [注 57]、人権侵害や虐待が文書化されていなかったり、十分に報告されていなかったりすることはよくあることだ。したがって、特定の事件や人権侵害・虐待のパターンを説明する出身国情報の欠如それ自体は、申請者の供述が明確で一貫している場合、申請者の供述の信頼性を疑う理由とされるべきではない。
14. 加えて、ミャンマーにおける人道的危機が、同国における広範な人権侵害の状況を覆い隠してしまうようなことがあってはならない。ミャンマーから逃れてきた人々は、生存目的の緊急の必要性を逃亡の理由としてまず第一に挙げるかもしれない。このことは、国際的な保護を求める彼らの主張を詳細に検討することを妨げるものであってはならない。立証責任の共有に関連して、UNHCR は、決定権者に対して、難民申請者が、帰還後の迫害の恐れの可能性を含め、逃亡を余儀なくされた理由を十分かつ完全に説明する機会を与えられることを確保するよう求める。

...

新しい又は複数回申請の或いは後発性難民申請の根拠となる事情の変化

17. UNHCR は、庇護国に対し、国外にいたミャンマー出身者で、直近の紛争激化まで庇護を申請する必要性がなかった者が、国内状況の変化により直面する可能性のある新たなリスクに基づき、後発性の申請を行うことができるようにすることを求める。UNHCR はまた、庇護国に対し、過去に国際的保護の申請が却下されたミャンマーの国民やミャンマーを常居住にしていた者が、ミャンマーの現在の状況が難民等の国際的保護の必要性を生じさせる可能性のある事情の変化に相当するものとして、新たな申請や複数回申請を行うことができるようにすることを求める。1951 年難民条約の優位性に鑑み、UNHCR は、庇護国に対し、法的地位や難民保護の権利へのアクセスという点では同等ではない補完的な形態の国際保護を受けたミャンマー出身者が、ミャンマーにおける状況の変化に鑑みて、難民保護のための新たな申請をすることを認めるよう求める。

無国籍性

18. ロヒンギャの人びとは、ミャンマーの国籍法とその差別的な適用に鑑み [注 61]、一般的に無国籍者の地位に関する 1954 年条約第 1 条に含まれる「無国籍者」の定義に合致する [注 60]。UNHCR は、各国に対し、ロヒンギャの人びとが難民申請手続へのアクセスを拒否されることなく、国籍を有する難民と同じ水準の保護が与えられること、および彼らに国籍がないことについての十分な配慮がなされることを確保するよう求める。

一時的保護及び滞在の措置

19. 国内難民認定制度のない国々において、UNHCR は、適切な保護措置を講じた上で、一時的な保護やその他の滞在の措置など、ミャンマー出身の人々に滞在の法的根拠を提供することを各国に奨励する [注 62] UNHCR は、ミャンマー国民やミャンマーを常居所にしていた者のために既にそのような措置を導入している国々称賛するとともに、客観的な評価に基づき、ミャンマーにおける人権と治安の状況が、自発的で、安全かつ尊厳ある帰還を可能にするような持続的に改善されたと判断できるようになるまで、こうした措置を維持するよう各国に奨励する。その時まで、ミャンマーから一時的な保護やその他の滞在の措置の恩恵を受けている人々は、住民登録 [注 63]、医療へのアクセス、教育へのアクセス、家族の統合、移動の自由、住居へのアクセス、就労の権利など、基本的なサービスや基本的権利を平等かつ非差別的に利用できるようにすべきである。

非送還の勧告

20. ミャンマー情勢は不安定であり、今後しばらくは不透明な状況が続く可能性があるため、UNHCR は、各国に対し、難民申請を不認定とした者も含め、ミャンマーの国民およびミャンマーを常居住としていた者の強制送還を停止するよう求める。強制送還の禁止は最低限の基準であり、ミャンマーの治安、法支配および人権状況が大幅に改善され、国際的な保護が必要でないと判断された人々の安全かつ尊厳ある帰還が可能になるまで、その状態が維持される必要がある。

21. ミャンマーの近隣諸国には、数十年にわたって難民の保護と支援を提供してきた歴史がある。UNHCR はこれらの国々に対し、避難を余儀なくされたすべての人々の生活を守るという国際的な法的義務と人道的伝統を守り続けるよう求める。UNHCR とそのパートナーは、難民が必要な保護と支援を受けられるよう、この地域の国々や地方当局への支援を強化する用意がある。

[了]

原文 URL : <https://www.refworld.org/policy/countrypos/unhcr/2024/en/147974>